

平成31年

4月農業委員会総会議事録

■日時	2019年（平成31年）4月12日（金）14：30～15：20	反 訳：
■場所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	
■出席者 （敬称略） （議席順）	<p>[農業委員] 計（12名）</p> <p>1 井阪 正明 3 山千代重榮 5 高橋 一隆</p> <p>2 小林 修 7 横田 武 8 久保 安治 9 福本 敏行 10 飯阪 保</p> <p>11 辻畑 忠紹 12 辻井 正昭 13 辻林 孝幸 14 友田 博文</p> <p>[欠席委員] 計（2名）</p> <p>1 西辻 達佳 3 大谷 康之</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>濱田 和宏 西川 秀士 丸鳩 清乃</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について</p>	

#### ■議事内容

事務局	<p>事務局の西川でございます。</p> <p>最初に4月1日付けで異動となりました飯阪より平成31年4月の委員会総会にあたりまして、退任に際しましてご挨拶をさせていただきます。</p> <p>本当にありがとうございました。</p> <p>続きまして、代わりまして濱田和宏が環境産業部理事兼農業委員会事務局長として農業委員会事務局に配属されました。</p> <p>改めまして、このたび4月1日をもちまして環境産業部理事兼農業委員会事務局長としてこの1年間勤めさせていただくこととなりました濱田でございます。</p> <p>私自身、農業委員会というところは、まず、初めてでありまして農林部所というところは、非常に長く勤めさせていただいているところでございますが、今回この事務局長という非常に重圧感のある中でわからないまでもなく、少しでも早くまずは慣れるということ、そして効率良く事務を推進して参りたいとこのように考えてございますので、今後ともご指導の程よろしくお願い申し上げます。1年間よろしくお願い致します。</p> <p>また、再任用職員の宇澤、村上の両名につきましては、今年度末に退職しました。代わりまして、元生きがい健康部長であった辻林茂保、元市民室総括主幹であった山本俊紀が再任用職員として配属になりましたので、これからよろしくお願い致します。</p>
-----	--

会 長	<p>次に議案書の訂正をお願いします。</p> <p>議案第1号番号2でございます。一番右の農地区分の調整区域の「調」という形で記載の方をさせていただいておりますが、生産緑地の「緑」というふうな形の訂正をお願いします。議案書第1号の番号2、太町の物件でございます。その一番右の農地区分の調整区域の「調」と入っておるんですが、生産緑地の「緑」というふうに訂正の方をお願いします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして井阪会長ご挨拶をお願い致します。</p> <p>(時節の挨拶)</p> <p>まず、会議に入りますまでに本日の出席者の報告をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい、事務局の西川でございます。</p> <p>本日の委員会に出席されております委員は、12名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、1番西辻委員、3番大谷委員でございます。</p> <p>従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本委員会総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは井阪会長、議事進行よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>はい。それでは、会議の前に議事録記名人につきましては、横田、福本両委員さんによろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>4月委員会会議日程、議案第1号から3号、報告第1号から3号の順にご審議を賜ります。よろしくお願い致します。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転4件に関する申請を別表のとおり定めるものとする。</p> <p>議案第1号、番号1 尾井町の物件について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい、事務局の丸鳩でございます。</p> <p>議案書3ページ、1番について説明させていただきます。</p> <p>許可を受けようとする土地の所在は、尾井町で、地目は、田1筆、面積は、760平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は荒廃農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。</p> <p>申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から0.3キロメートル、徒歩で5分の距離に位置しております。</p> <p>譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は250日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。</p> <p>また、周辺地域との関係については、古くからの農村の構成員であり、平成31年4月よりは公務員の地位を離れて農業に専念するものであり、周囲とは協調・調和して営農を行う予定であるとのことでした。</p> <p>以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。</p>

続きまして、地区担当の山千代副会長から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところビニールハウスがあり、放棄地状態であり、本年度より米作が不可能な状態の農地であることを確認し、譲渡人・譲受人に売買の意思を確認いたしました。譲受人は来年度には水稻栽培が行えるよう農地の改良を行う予定であります。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

はい、事務局の説明が終わりました。

それにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

はい、異議なしと認めます。議案第1号、番号1については許可することといたします。

続きまして、議案第1号、番号2、太町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案書3ページ、2番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、太町で、地目は、田1筆、面積は、624平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から6キロメートル、車で10分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は100日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺農地の耕作に支障のないよう注意します。農薬の使用方法などについては、地域の防除基準に従いますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の山千代副会長から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、保全管理されている農地であることを確認し、譲渡人、譲受人に売買の意思を確認いたしました。譲受人は、申請地で野菜を栽培する予定をしております。申請どおり問題はありませんととの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

はい、事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

はい、異議なしと認めます。議案第1号、番号2については許可することといたします。

続きまして、議案第1号、番号3、平井町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、平井町で、地目は、畑1筆、面積は、1,786平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は苗木を植えている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から1.5キロメートル、軽トラックで5分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等をリース予定しており、農業従事日数は120日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺農地に支障のないよう営農いたしますとのこと。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の前田推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、急な斜面の畑地であり、梅の苗木を植えている農地であること確認し、譲渡人、譲受人に電話にて意思確認をいたしました。譲受人は、梅、イモ類を栽培する予定であります。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

会長 はい、事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

はい、異議なしと認めます。議案第1号、番号3については許可することといたします。

続きまして、議案第1号、番号4、仏並町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案書3ページ、4番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は、仏並町で、地目は、田5筆、面積は合わせて、1,548平方メートル、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がない

ことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の自宅から0.5キロメートル、車で2分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は360日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺地域に迷惑を掛けないよう営農しますとのことです。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

続きまして、地区担当の久保委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ、みかん栽培をされている農地であること確認し、譲渡人、譲受人に電話で意思確認をいたしました。譲受人は、申請地でみかんなどを栽培する予定であります。申請どおり問題はありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長

はい、事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

はい、異議なしと認めます。議案第1号、番号4については許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの賃貸借権の設定1件に関する申請を別紙のとおり定めるものとする。

議案第2号、番号1、小田町の物件について事務局の説明を求めます。

事務局

はい、事務局の丸鳩でございます。

議案書5ページ、1番について、説明させていただきます。

物件の所在地は、小田町で、地目は田、面積は合計972平方メートル、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております、立地基準につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内の農地でありますので1種農地と判断いたします。

転用目的は露天駐車場であります。

借り人は運送業を営んでいる法人であり、申請地の隣接に運送業に使用するトラック等を駐車しておりますが、事業拡大のため、申請地に賃貸借権を設定し、既存施設を拡張するものであります。拡張部分には、転回地を含めトラック5台及び普通自動車10台を駐車する予定としております。申請地は1種農地であります。拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えておらず、農地法施行規則第35

条第5号の1種農地の転用不許可例外規定に該当しております。

続きまして、地区担当の辻位三雄推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地調査をしたところ、申請地は農地であり、申請地を転用することにより周辺農地及び水路等への影響はないと思われま

す。借り人に確認したところ、申請どおりで間違いは無く、運送事業用の駐車場に使用するというので、貸し人に確認したところ、申請地は、もともと広い一筆の土地でしたが、必要な部分だけを分筆したうえで転用し、自分で出来る範囲の農地は残して営農を続けていくつもりであるとのこと。

調査の結果、「やむを得ないと認めます。」とのこと

です。また、農地利用最適化推進委員会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますよう、よろしく

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

はい、異議なしと認めさせていただきます。議案第2号、番号1については、許可、やむを得ないものと意見を付して、知事に報告いたします。

続きまして、議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画2件を別表のとおり定めるものとする。

議案第3号、番号1、善正町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、事務局の丸鳩でございます。

議案書7ページ、1番について説明させていただきます。

物件は善正町で、地目は田、1筆 面積は、800平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が無いことを確認しております。

続きまして、地区担当の田中推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に電話にて意思確認を致しました。借り手は、申請地で水稻を栽培する予定であります。申請どおり、問題はありません。」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますよう、よろしく

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なし)

はい、異議なしと認めます。議案第3号、番号1については、このとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号、番号2、国分町の物件について、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案書7ページ、2番について説明させていただきます。

物件は国分町で、地目は田、1筆 面積は、1, 530平方メートルでございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は、水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載が無いことを確認しております。

続きまして、地区担当の小林委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に電話にて意思確認し、借り手は申請地で水稻栽培をする予定であります。申請どおり、問題はありませぬ。」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進会議におきましても、この件に関し意見等はございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願い致します。

会 長

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

はい、異議なしと認めます。議案第3号、番号2については、このとおり決定することといたします。

続きまして、報告に入ります。

報告第1号「相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について」租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定の適用を受けた特例農地の利用状況1件について、別表のとおり確認するものとする。

9ページをご参照ください。

続きまして、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の専決受理について」農地を農地以外の用途に転用7件を専決により受理したので報告する。

11ページをご参照ください。

続きまして、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の専決受理について」農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権移転8件を専決により受理したので報告する。

13ページ、14ページをご参照ください。



以上で予定されました議事、報告事項は、終わります。  
以上で本日の会議は全て終了致しました。